# 士刚市生涯学習情報也之分一八环走

## (A)

生涯学習情報センターに備え付けてある使用許可申請書を提出していただく必要があります。仮予約は電話・FAX・メールでも可能です。ただし、FAXやメールでの問い合わせの場合、連絡先を必ず記載してください。

また、施設を利用する場合は使用開始日の1年前から3日前までに事前申し込みが必要となります。なお、使用が重複する場合は調整させていただく場合がありますので、ご承知ください。(施設の使用料は右記のとおりです。)

利用申込は士別市民文化センターにおいてもお受けできます。



ご希望する団体は、施設に備え付けてある特殊器具や設備を利用する ことができます。詳しくは情報センターまでお問い合わせください。



### 信用意義固体の自請

教育委員会で使用登録団体として認定されると、施設の使用料が7割免除されます。認定を希望する団体は生涯学習情報センターに備え付けてある使用登録団体認定申請書を提出していただく必要があります。また、既に士別市民文化センターで認定を受けている場合は提出の必要はありません。認定にはいくつかの要件を備えている団体でなくてはなりません。詳しくは情報センターまでお問い合わせください。



次の施設は利用団体の占有がない場合、開館時間内であれば、 市民が集い・語る場所として、自由に利用することができます。

- ①地階市民ギャラリー
- ②2階多目的スペース
- ③2階ボランティア活動室
- ④2階託児室

- 1 施設利用時に出たごみ類は必ずお持ち帰りください。
- 2 喫煙はできません。(敷地内全面禁煙となっています。)
- 3 使用した備品は次に使用する人のために整理整頓をし、元の場所に戻しておいてください。
- 4 流し台の清潔保持にご協力ください。
- 5 他の利用者や施設に損害等を与えるおそれがある場合は退室を命じる ことがあります。

### 施設の使用料(平成28年4月1日現在)

施設名	1時間あたりの使用料 (単位:円)	使用料の減免について
	9時~22時	
市民ギャラリー	900	
視 聴 覚 室	900	
録 音 室	250	
音楽スタジオ	500	
研 修 室	350	1 登録団体 使用料の7割減免
控室	100	
工房(1)	250	2 その他の団体・個人 使用料の全額負担
工房(2)	350	   3 中学生以下の児童又は生徒である市民
工房(3)	250	のみで利用する場合は使用料免除
ボランティア活動室	250	
情報処理室	250	
多目的スペース	500	
託 児 室	無料	
	1 利用時間については、1時間未満の端数は切り上げるものとする。	
備考	2 所長が、特に必要と認め	)たときは、使用時間を延長して使用することが
	できる。	